

東浦町ごみ処理実施計画

（平成 30 年度）

東 浦 町

目 次

第 1 節	ごみの発生量及び処理量の見込み	1
第 2 節	ごみの排出抑制のための方策に関する事項	2
第 3 節	分別して収集するものとしたごみの種類及び 分別の区分	4
第 4 節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に 関する基本的事項	5

第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み

本計画の計画期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とし、ごみの発生量及び処理量の見込み量は、近年のごみ処理の実績値に基づき算出しています。

一般ごみ	家庭系	
	可燃ごみ	9,013 t
	不燃ごみ	259 t
	粗大ごみ	10 t
	小計	9,282 t
	事業系	
	可燃ごみ	2,156 t
	不燃ごみ	3 t
	小計	2,159 t
	合計	11,441 t
資源ごみ (家庭系)	金属類	150 t
	紙類	1,443 t
	布類	72 t
	びん類	342 t
	ペットボトル	127 t
	プラスチック製容器包装	330 t
	陶磁器類	15 t
	廃乾電池	10 t
	廃食用油	2 t
	小型家電	1 t
	合計	2,492 t
し尿	し尿	1,356 kℓ
	浄化槽汚泥	10,675 kℓ
	合計	12,031 kℓ

第2節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

1 普及啓発・環境教育の推進

住民の環境問題への認識を深め、ごみを必要以上に出さない生活への転換を訴えながら、ごみの適正排出が可能となるよう努めます。

<取組み>

- (1) 広報紙・ホームページを通じて、ごみ減量の啓発を図ります。
- (2) 転入者及び希望者に対し、ごみの分け方・出し方を詳しく説明します。
- (3) 地区・コミュニティ、小中学校等においてごみの分け方・出し方に関する出前講座を積極的に行います。

2 ごみの発生抑制（リデュース）のための活動促進

ごみ処理において、最優先課題である発生抑制（リデュース）を促進します。

<取組み>

- (1) 使い捨て商品の利用抑制を推進します。
- (2) 物を大切にし、長期間使用するよう啓発します。
- (3) アスパを無料配布し、生ごみの減量化を図ります。
- (4) レジ袋などの過剰包装を自粛するよう呼びかけます。
- (5) 住民の負担にならない分別方法を考慮しながら、さらに資源化できるものを検討します。
- (6) ごみの減量化・ごみ処理費用の公平性を考慮し、ごみ処理の有料化を進めます。
- (7) 町内事業者と連携し、レジ袋の有料化によるマイバッグ運動を推進します。
- (8) 段ボールコンポストを普及啓発します。
- (9) 剪定枝破砕機の無料貸出を実施します。

3 再使用（リユース）の促進と再生品利用の促進

住民自らの再使用（リユース）活動を支援するとともに、再生品の購入促進を図ります。

<取組み>

- (1) リサイクル商品や環境に優しい商品の購入（グリーン購入）を推奨するため、啓発活動を行います。
- (2) リサイクルショップやフリーマーケットの活用を住民に促します。

- (3) 不用品を回収し、イベントの際に希望者に無償配布します。
- (4) 庁内事務・事業において、グリーン購入の推進を図ります。

4 再資源化（リサイクル）の促進

<取組み>

- (1) 資源ごみの拠点回収についての広報を行います。
- (2) 可燃ごみに混入した資源ごみの分別について広報を行い、促進を図ります。

第3節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

収集するごみの分別の区分は、大きく「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」及び「粗大ごみ」の4区分とし、ごみの種類は次の表のとおりとします。

〈町が収集するごみの分別の区分〉

分別区分		ごみの種類	
可燃ごみ		紙くず、調理くず、残飯、草木、皮革類、ゴム類、資源にならない布類、木製品、プラスチック製品類など（指定ごみ袋に入る大きさのもの）、在宅医療廃棄物のうち感染性のない非鋭利な物	
不燃ごみ		金属製品、陶磁器類、ガラス類、小型家電製品（縦横高さ全てが60cm未満のもの）	
資源ごみ	金属類	アルミ類	飲料用缶
		スチール類	飲料用缶、やかん、缶詰の缶など
	紙類	新聞紙	新聞紙
		雑誌・広告	雑誌、チラシ、本、パンフレット、包装紙、紙袋など
		ボール紙	菓子箱、包装の台紙など
		段ボール	段ボール
		紙パック	飲料用紙パック（裏面銀色除く）
	布類	-	衣類、ボロきれ（夏用衣料、タオルなど）
	びん類	生きびん	緑色・茶色の一升びん、ビールびん
		雑びん	飲料用、食品用、化粧品のみん
	ペットボトル	-	飲料用、しょうゆ用、酒類用ペットボトルなど
	プラスチック製容器包装	-	発泡スチロール製の食品用トレイ、梱包用発泡スチロール、ラップ・フィルムなどの包装、プラスチック容器
	陶磁器	-	茶碗、皿、花びん、植木鉢など
	危険物	-	スプレー缶・カセットボンベ、ライター
廃乾電池	-	アルカリ、マンガン乾電池、ボタン電池	
廃食用油	-	植物性食用油	
小型家電	-	小型家電、パソコン	
粗大ごみ		1辺が60cm以上2m未満のもの	

第4節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 ごみの収集運搬及び処理に関する事項

(1) ごみの収集運搬

ア 収集区域は、東浦町全域とします。

イ 収集は、専門業者に委託します。

ウ 収集頻度等は、次の表のとおりとします。

収集対象ごみ		収集頻度	収集場所	排出方法	排出時間
可燃ごみ		週2回	ステーション	指定ごみ袋 (45, 30, 20ℓ)	収集日の午前 8時まで
不燃ごみ		月2回	ステーション	コンテナ	収集日の午前 8時まで
資源 ごみ	金属類 びん類 ペットボトル	月2回	ステーション	コンテナ	収集日の午前 8時まで
	紙類 布類	月2回	ステーション	紙類:紐で縛る 布類:中の見える袋に入れる	収集日の午前 8時まで
	プラスチック 製容器包装	月2回 (拠点月 2回)	ステーション 及び拠点	収集用ネット	収集日の午前 8時まで
	廃乾電池	月1回 及び随時	公共施設等の 指定場所	収集ボックス	常時
	陶磁器	月2回	公共施設等の 指定場所	収集ボックス	常時
	廃食用油	月1回	公共施設等の 指定場所	専用ドラム	常時
	小型家電	月1回	公共施設等の 指定場所	専用収集ボッ クス	常時
粗大ごみ		各地区 月2回	玄関先等の指 定場所	戸別有料収集	収集日の午前 8時まで

※ 危険物（スプレー缶、カセットボンベ、ライター）は、不燃ごみ、金属類、びん類、ペットボトルの収集日に、コンテナで収集をします。

エ ごみの収集日は、次の表のとおりとします。

地区名	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ(戸別有料収集)
森岡	毎週月・木曜日	毎月第1・3火曜日	毎月第1・3水曜日
森岡台		毎月第2・4火曜日	
緒川		毎月第1・3水曜日	
緒川新田		毎月第2・4金曜日	
東ヶ丘		毎月第1・3金曜日	
石浜東	毎週火・金曜日	毎月第2・4月曜日	毎月第2・4水曜日
石浜中		毎月第2・4水曜日	
石浜西		毎月第1・3月曜日	
生路		毎月第2・4木曜日	
藤江		毎月第1・3木曜日	

オ 資源ごみの収集日は、次の表のとおりとします。(毎月)

地区名	金属類・びん類・ペットボトル	紙・布類	プラスチック製容器包装	
			ステーション	拠点
森岡	第1・3火曜日	第2・4火曜日	第1・3金曜日	第2・4金曜日
森岡台	第2・4火曜日	第1・3火曜日	第1・3金曜日	第2・4金曜日
緒川	第1・3水曜日	第2・4水曜日	第2・4金曜日	毎日
緒川新田	第2・4金曜日	第1・3金曜日	第1・3水曜日	第2・4水曜日
東ヶ丘	第1・3金曜日	第2・4金曜日	第1・3水曜日	第2・4水曜日
石浜東	第2・4月曜日	第1・3月曜日	第2・4木曜日	第1・3木曜日
石浜中	第2・4水曜日	第1・3水曜日	第1・3木曜日	第2・4木曜日
石浜西	第1・3月曜日	第2・4月曜日	第2・4木曜日	第1・3木曜日
生路	第2・4木曜日	第1・3木曜日	第2・4水曜日	第1・3水曜日
藤江	第1・3木曜日	第2・4木曜日	第2・4水曜日	第1・3水曜日

- ・ 廃乾電池は、毎月月末に収集します。
- ・ 陶磁器類は、毎月2回、中旬及び月末に収集します。
- ・ 廃食用油は、毎月月末に収集します。
- ・ 小型家電は、毎月月末に収集します。

(2) ごみの処理

- ア 委託業者により収集された、可燃ごみ・不燃ごみ及び粗大ごみは、東部知多クリーンセンターに搬入し、中間処理します。
- イ 中間処理した焼却灰等は、衣浦港3号地廃棄物最終処分場で処分します。また、破碎不燃物は、大東最終処分場で処分します。

ウ 委託業者により収集された資源ごみは、委託業者が選別・圧縮梱包等中間処理が必要なものは中間処理を行い、再商品化事業者に引渡し、処理又は処分します。

エ 委託業者により収集された廃乾電池は、委託業者が保管し、リサイクル業者に委託し運搬処理します。

オ 粗大ごみ収集手数料は、東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「条例」という。)第14条第1項に規定する手数料とし、町長の発行する粗大ごみ処理券で支払うものとします。

カ 各地区において、年に1回、自転車・三輪車・ベビーカー及び小型家電の無料収集を行います。収集した自転車・三輪車・ベビーカーのうちリユース可能なものは、希望者に無償譲渡します。また、リユースできない自転車及び小型家電は、資源として業者へ売却します。

地 区 名	粗大ごみ処理券販売所
森 岡	八百正、ドミー東浦店、くすりのアルファ薬局、満寿屋酒店
緒 川	松華園、カネヨセンター、タカラヤ、かねり商店、水谷金物店、敷島屋、ヤマニ商店、大黒屋、山口屋商店、千鳥屋、行政サービスコーナー、役場環境課
緒 川 新 田	新田米穀店、エビスヤ東浦店
石 浜	ファミリーマート東浦石浜店、サンエツ
生 路	ミヅノ屋、いくまん呉服店、ファミリーマート東浦生路店
藤 江	イクヂ天心堂薬局、大蔵屋、セブンイレブン東浦藤江店

(3) 一時多量ごみ

1日平均排出量が10キログラムまたは、一時に100キログラムを超える一般廃棄物の処理は、可燃ごみ及び不燃ごみに分け、排出者が自ら東部知多クリーンセンターへ搬入し処分することとします。

また、排出者は東部知多クリーンセンター条例第6条第2項に規定する使用料を支払うものとします。

(4) 家電4品目

平成13年4月から家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)に定めるテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機については、町では回収せず、家電小売店及び次の町許可業者が収集し、指定引き取り場所まで運搬するものとします。

ただし、リサイクル料金、収集運搬にかかる料金は消費者(排出者)が支払うものとします。

特定家庭用機器収集運搬許可業者	
トーエイ株式会社	株式会社西山商店
株式会社アグメント	有限会社エンザイム
(株)三四四	

(5) 家庭系パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律により、家庭から排出されたパソコンは、処分をしようとするパソコンを製造したメーカー若しくは小型家電認定事業者が開設する受付窓口に応申をするか、又は町が行う小型家電の無料収集を利用して、処分をします。

なお、製造したメーカー若しくは小型家電認定事業者に応申をする場合において、回収及び処理に関し回収・再資源化料金が必要となる場合は、排出者が支払うものとします。

(6) オートバイ、原動機付き自転車

平成 16 年 10 月からオートバイ、原動機付き自転車については、製造したメーカーによるリサイクル収集が開始され、家庭から排出されるオートバイ等は、排出者がメーカーが開設する廃棄二輪車取扱店に処分の申込をするものとします。

なお、回収及び処理に関しリサイクル料金は必要ありませんが、廃棄二輪車取扱店へ持込みの場合、別途指定引取窓口までの運搬料金が必要となる場合は排出者が支払うものとします。

(7) 事業系一般廃棄物

ア 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条の規定により処理しなければならないこととします。

イ 事業者自らが東部知多クリーンセンターに一般廃棄物を直接搬入する場合は、東部知多クリーンセンター条例第 6 条第 2 項に規定する使用料を支払うものとします。

ウ 事業者自らが東部知多クリーンセンターに一般廃棄物を直接搬入せずに処理を行おうとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定に基づき町長の許可を受けた者に、その処理を委託しなければなりません。

法第7条1項許可業者（収集運搬）		
株式会社アグメント	株式会社アシタ	トーエイ株式会社
株式会社豊福組運輸	株式会社西山商店	株式会社三四四
ディリー株式会社	株式会社エコサービス	オオブニティ株式会社
法第7条6項許可業者（処分）		
トーエイ株式会社（ガラスびん、ガラスくず及び陶磁器類）		

エ 事業系一般廃棄物のうち「食品循環資源再生利用促進法」（食品リサイクル法）に基づき、堆肥等にリサイクルするものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項により、搬入先市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つため協議をし、協議が整った後、東部知多クリーンセンター以外（町外含む）に搬入します。

オ 事業系一般廃棄物のうち刈り草・剪定枝について、堆肥等にリサイクルするものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項により、搬入先市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つため協議をし、協議が整った後、東部知多クリーンセンター以外（町外含む）に搬入します。

2 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬及び処理に関する事項

（1）し尿の収集運搬

ア 収集区域は、東浦町全域とします。

イ 収集は、専門業者に委託します。

ウ 収集日程は、概ね次のとおりとします。

地区名	収集日程
森岡	毎月1日～7日
緒川	毎月2日～14日
緒川新田	毎月9日～15日
石浜	毎月11日～20日
生路	毎月16日～27日
藤江	毎月23日～月末

* 緒川地区のうち町道森岡藤江線の西側一帯は、緒川新田の収集日程に収集します。

(2) 新規にし尿の収集を受けようとする者又は申込内容を変更しようとする者は、町長に届け出る必要があります。

(3) し尿くみ取り手数料は、東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 14 条第 1 項に規定する手数料として、町長の発行するくみ取り券で支払うものとします。

地区名	し尿くみ取り券販売所
森岡	カネ平商店、J Aあいち知多森岡支店
緒川	敷島屋、松華園、かねり商店、大黒屋、J Aあいち知多東浦支店、役場環境課
緒川新田	新田米穀店、J Aあいち知多新田支店
生路	ミヅノ屋、J Aあいち知多東浦南部支店
藤江	大蔵屋

(4) 浄化槽の清掃は、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により町長の許可を受けた次の業者に依頼するものとします。

浄化槽法第 35 条第 1 項許可業者（清掃業）
株式会社アグメント
トーエイ株式会社
東邦清掃株式会社

(5) し尿処理

委託業者により収集されたし尿は、東部知多浄化センターに搬入し処理します。

(6) 浄化槽汚泥の処理

清掃業許可業者により収集された浄化槽汚泥は、東部知多浄化センターに搬入し処理します。